自宅待機の考え方
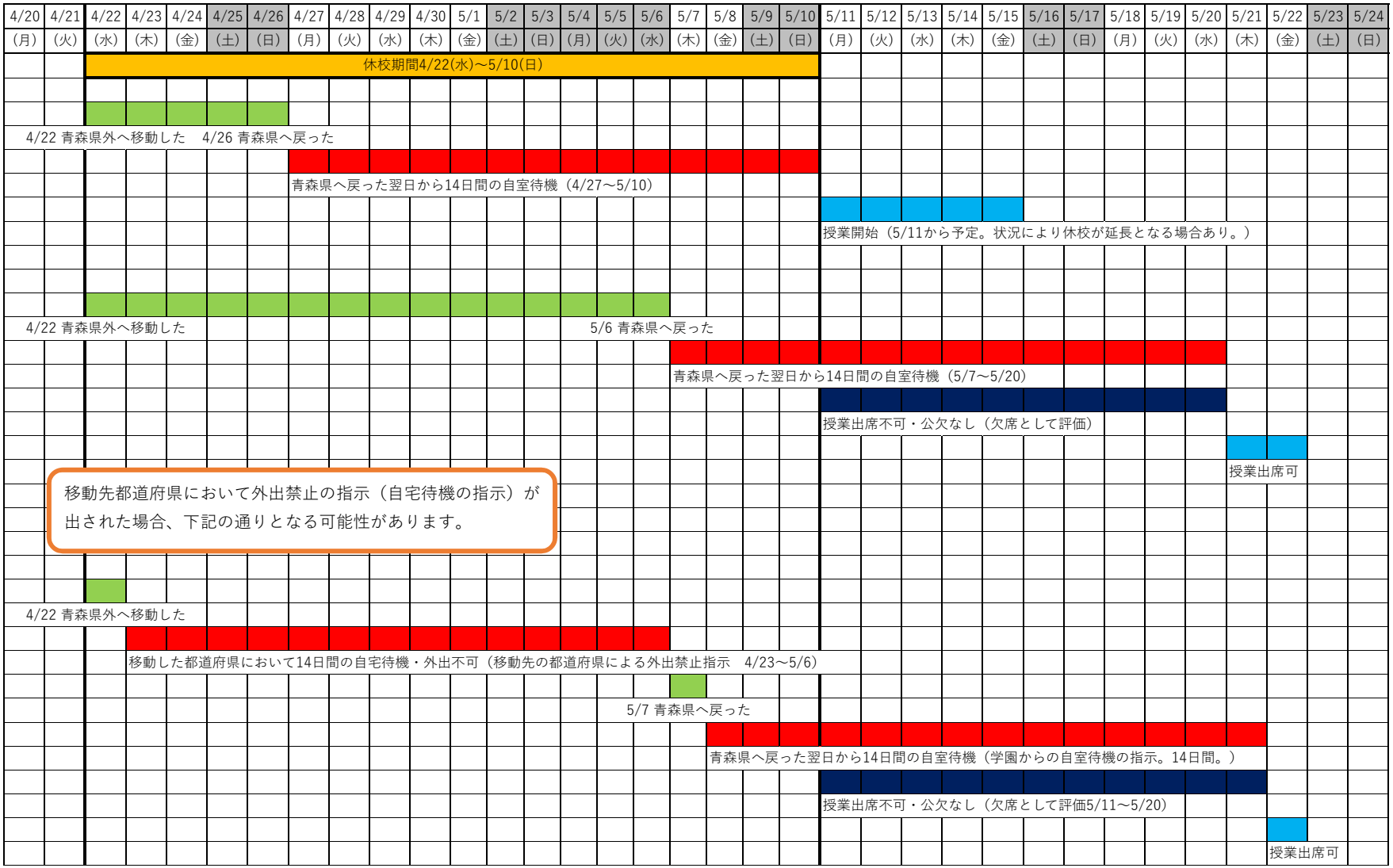
自宅待機とは、学園が、青森県外へ往来（移動）した学生教職員に対し、青森県内へ戻ったその翌日から換算し14日間の自宅待機および健康観察を指示するものです。
帰省や外出の自粛要請に関わらず青森県外への移動をしたことに起因する、5/11（月）以降を予定している授業再開を超えた自宅待機期間は、公欠の適用をせず、欠席とみなします。
就職活動による青森県外への移動の場合は上記の限りではありませんが、青森県外への移動の前に必ずキャリア支援センターへ相談してください。
4/16に政府より発令された全都道府県における非常事態宣言に係り、各都道府県においても県外からの往来に対し自宅待機を命ずる可能性がありますので、正しい情報を得て正しい行動をするように努めてください。